

# 函館市事業仕分けの概要

平成23年10月16日(日)第1班

## ■ 日程確認, 傍聴者への注意事項

- ・事務局より説明。

## ■ 1-4-1 都市公園管理委託料の説明

- ・資料に基づき, 土木部緑化推進課より説明。

## ■ 1-4-1 都市公園管理委託料についての質疑

(B委員)

管理体制の変化に伴う経緯について伺いたい。当初, 住宅都市施設公社が管理運営をとり行っていると思う。平成22年から25年までの4年で公社と指定管理者の協定を締結している。その中で経費節減になったもの, 例えば, 人件費や運営費など, そのようなことはないのか。

(説明者)

際だった削減というものはそのような部分に関してはあまりない。地味な事なのだが, 業務委託の部分であるとか, 業者選定であるとかそのような部分で競争させて, ということにはならないが, 人件費の部分については, 当初の予算は50万円程度と想定していたが, それを少し切っているという状況である。

公園については, 昭和40年頃から整備を急速に進めており, 木や施設の管理などもあり, 潜在的には, 管理費の増加傾向ということを抱えている。そうした中で, いかにして全体の費用の中で, その増える要素というものをその中でやってもらっている。

(B委員)

例えば, 民間企業であれば, 仕事が増えたからと言って, 人を増やすなどということは考えていない。一人で二人分やる, というような考え方をしていると思うが, その辺については, どのようなお考えなんですか。

(説明者)

先ほど追加で説明させていただいたが, 潜在的に業務が増えているという状況で, 委託料を上積みしていないので, そういうことをしていただいている。

(B委員)

つまり, 予算は当初の平行線と言っていいんですね。仕事は多くなっても, 経費は一律と。

(説明者)

総額で, 毎年2%ほどは落としてきている。これはすごく増えてきているが, まだ老朽化する施設がある中で, 総額の中でやっているということである。

(C委員)

公園管理に関わる人員ということで、予算をみると、平成22年度に予算が55名、しかし、実際は51名ということで決算している。平成22年度で、51人でやれるということ想定できたのであれば、なぜ、平成23年度の予算で、また同じ人数の55人で予算を要求したのか。

(説明者)

平成22年度の予算組みだが、役所の債務負担、要するに4年間の予算額を決めるのだが、その時期が1年半前になる。だから、平成20年度の秋に予算組みをするということがあり、その時点では55名だったということで、そのような予算組みをしたということである。

(C委員)

各年間予算、特に函館市の予算については、毎年度4月以降に執行される予算は、今ぐらいの時期に検討していると理解しているが、今の説明は1年半前に予算を組んでいるので動かせないということなのか。

(説明者)

債務負担行為といって、平成22年から25年までの4か年を一括して、その約束をもとに公社と長期契約を結んでいる。そういう意味で平成22年度の予算の時に、平成23年度、24年度、25年度の予算の設定を決めている。今年に当てはめると、この12月に議会に議案を提出し、債務負担を決める。平成22年度決算については、平成23年度の予算が決まった後に確定するので、前年度の結果を反映できなかったと考えていただきたい。

(C委員)

次年度予算で減額することはできないのか。債務負担行為ではできないのか。

(説明者)

人件費の部分については、カットしている部分もあるかもしれないが、総事業費については、公園の維持管理には増加の要素が大きいので、総額という意味で言うと変更はなかなか難しい部分である。単純に人件費分をカットするという事は難しいと思う。

(C委員)

重ねて質問させていただくが、平成22年度の決算において、実人員は4名少なくて済んだということだが、修繕費等で経費がかかったと。私が言いたいのは、都市公園については都市公園の所管、公園自体の所有者は函館市であって、公社には管理等を委託しているという形になっていると思います。通常、公設民営をやる場合、修繕費等については、大規模改修は基本的には所有者である函館市が措置する。私は公社の方はよく存じませんが、他の指定管理者では小規模の修繕については20万円という金額をもって、指定管理者が行うということになっており、それを超える大規模な修繕は指定管理者では対応できないので、市が予算化して対応するというように運営していると聞いておりますが、都市公園の管理についてはそのようなことはないということなのか。

(説明者)

基本的には30万円までは通常の維持管理という形をとっている。それから、維持費、修繕が増え

たということなのだが、平成20年度に公園の施設、特に遊具関係の施設について大幅に劣化しており、全公園の遊具について一斉点検を実施し、その結果、緊急性の高いものについては平成22年度にできるだけ処理するようにしてきた。30万円以下の小規模修繕については、緊急性のあるものを公社にお願いしたということである。

(C委員)

平成22年度予算の都市公園管理経費の中で、平成22年度予算で修繕・施設整備費が3,300万円、平成22年度決算が6,700万円。今のご説明によれば、年度の途中で遊具等の安全基準が変更になったので、それは緊急に修繕する必要があった。予算決算で3,000万円以上増えている。これは1件が30万円以下のものを先行して修繕することを函館市が要請したのか。

(説明者)

説明不足だった。公園施設は屋外にある施設なので、いたずら等で壊される実態もある。30万円以上のものについては、市と公社で事前協議を行い、協議が整えば修繕してもらっている状況である。そのため、30万円以上の修繕についても、決算の中には入っているものと思う。

(C委員)

今の説明で納得できない。そもそも予算が少なすぎるということではないか。函館市が施設の所有者として、本来、大規模修繕等をするべきもの。それが途中で、遊具施設の基準が変わったので。それを、指定管理者の施設公社にやれと。それは指定管理者側から言えば、想定していなかった修繕費をかけてやれと言われてることに等しいと思う。そういったもので、予算で3,300万円、決算で6,700万円となっていることから、函館市の判断について問題があったと言われても仕方ないのではないか。

(説明者)

大規模な修繕については、別途、国の制度もあるので、それを使いながら、長期計画を立てながらそれは別個に施設の維持、修繕を行っている。緊急性のあるものということで、今回は特殊であり、ここ3年くらいの傾向だが、修繕の経費については予算と比較して超過気味になっている。市としては、かかるものはかかるという認識をもっているので、来年の予算の中で、債務負担行為の範囲内とはなるが、考えさせていただきたい。

(B委員)

先ほど、債務負担行為の話があったと思うが、どうしてこれを債務負担行為に持って行って、予算編成しなければならないのか。

(説明者)

財政的な部分での話になるが、指定管理者制度だと人員の配置など担保がなければ、あまりにも受ける側のリスクが大きくなってしまうので、当初は3年程度で指定管理を行っていたが、最近は5年で行っている。

(B委員)

民間的に言わせていただくと、例えば函館市を本店とした場合、本店が火の車で、支店が4年間先

取りで事業計画を出して予算付けをする。ナンセンスだと思います。そう思いませんか。

(説明者)

市のことだけを考えると、そういったような指摘もあると思うが、あくまでも業者の立場からしてみれば、そちらの業務の安全、確実な執行というの、私どもの責任として考えておるので、そういった意味で、ナンセンスかどうかというのは、債務負担行為の可否ということになり、私達の立場からお答えすることはできないが、函館市は通常このような形でやっているということになる。

(B委員)

例えば、公社ができた時点ではよかったと思うが、ここ近年、函館市の歳入は毎年毎年安定した収入が見込まれていない。安定収入が見込まれない状態で、債務負担行為というのは矛盾している。これは、ぜひとも本来の単年度予算として組み替えるべきだと思います。なぜかという、みなさんの対象としている事業の物件は、流動的なものではないはず。固定資産ですね。ほぼ建物であり、土地であり、これは不動産だと思う。10年前よりはちょっと太くなったとか、そういうのはあるかもしれないが、事業の内容の想定はつくはず。不透明な物事の入る余地はないはず。

(説明者)

入る余地はない、不透明なところがないということは、長期的な契約を結んでも問題ないかと。

(B委員)

本店が火の車なんですよ。それを4年間財務的に保障するというのは、矛盾しないでしょうか。これが、例えば親方(函館市)がもっとひどい状況になったら、どうするのですか。みなさん責任取りますか。

(説明者)

申し訳ないが、債務負担行為の是非については、私どもの範ちゅうを超えているので、回答できない。

(B委員)

わかりました。それではちょっとだけ質問させていただいてよろしいか。手元に平成19年度の包括外部監査報告書というものを持っている、これは、当時鎌田公認会計士が函館市の財政の裏側を調査してえぐったものだと思います。この結果として、部局としては平成19年度に函館市がどのくらいの財政赤字を持っていたか、ご回答できますでしょうか。

(説明者)

平成19年度は把握していない。

(B委員)

109億円です。連結ベースで、このまちは109億円赤字を持っています。その直後に、文面が記載されておりまして、さらに大きくなるだろうと。改善の余地は不透明だと。この中でもですね、みなさんが債務負担行為の話をしてるわけですよ。このことをご存じないということに、私は驚きました。

(F 委員)

平成 21 年度にある派遣職員とは、市からの派遣職員なのか。

(説明者)

そうである。

(F 委員)

平成 22 年度には、施設公社の職員だけということなのか。市からの出向職員はいないということか。

(説明者)

いない。

(F 委員)

少し細かいのだが、通信のところで、携帯電話の使用料があるが、これは個人の携帯なのか。

(説明者)

公社で持っている携帯電話である。現場を回ることも多いため持たせている。

(F 委員)

それから、負担金、花見の協賛金なのだが、これはどこに支払っているのか。

(説明者)

これは花見の電飾の部分なのだが、実行委員会があり、そこに支払っている。

(F 委員)

実行委員会から請求が来るわけか。中身を吟味しないで、毎年支払ってるのか。函館公園は、都市公社の管轄ならば、逆にお金を取ることはできないのか。言いなりで 250 万円も支払うというのは、どういう理由か。

(説明者)

その負担金を支払っているのは、公社だけではなく、企業からもいただいております、250 万円という金額の中身を精査するというのはちょっと厳しいのだが、それがなければ運営できない状況となっている。

(F 委員)

250 万円なければできないということで、内容を把握せずに支払っているということになる。決算書は公社でもらっているのか。

(説明者)

決算書はもらっている。

(F 委員)

それを見て、250 万円ではなく、50 万円でもいいのかということにはならないのか。

(説明者)

250 万円の内訳は、ほとんどが電飾の代金であり、あとは警備費である。警備に関しては駐車場がないということで、警察の方から毎年、警備を強化するように指導を受けており、実際、そのお金

も足りなくて、十分な警備員を配置できないという状況。我々としては250万円は必要な経費だと考えている。

(F委員)

それは、実行委員会の話であり、公社の話ではない。電飾代とか、警備代とか、協賛金ではなくて、実行委員会の工夫でどうにかなるものじゃないのか。来年からは内容を吟味して250万円を支払うように。

(説明者)

(うなずく)

(D委員)

管理をされている上で、指定管理をされている業者の労働者の方々の賃金はおさえているか。

(説明者)

人件費ということでよろしいか。予算上、360万円で積算している。市の嘱託職員の賃金を参考に、積算している。ただ、実際は公社の給与制度があるので、人によってふけさめはある。

(D委員)

それはわかるが、実際にそれが支払われているのかどうかというような、確認めいたもののようなことは、市として行っているのか。市としてというか公社として行っているのか。

(説明者)

市が管理委託として出している人件費なのか、それとも公社が更に業務を執行する上で、再委託している業者についての話なのか、どちらの話なのか教えてほしい。

(D委員)

できれば、その両者とも。何を知りたいかという、公設に関わっての労働者の賃金が実際どういうふうになっているかを知りたいと思っているので、伺っている。

(説明者)

公社の人件費に関しては確認しているが、再委託している先がきちんと賃金を支払っているかどうかという確認はしていない。

(D委員)

わかりました。労働者にどれだけ支払われているのかということも重要なことであり、税金がまわってまわって支払われていると言うことで、労働者の生活を守るということも非常に重要なことなんですけれども、また、実際に業者さんが支払っているのかどうか。私のほうに入ってくる情報というのは、非常に少なく支払われていて、例えば、360万円であれば、2人をパートで雇っているようなことも聞かれる。傾向は抜きにしても、実際はどうなのかということ把握することで、労働者を保護されると思いますので、その辺のところをしっかりと見ていただきたいと思う。そういう規程や法律がないから、そうしないと言われれば何も言えませんが、そういうことって意外と重要なことだと思ったものですから言わせていただきました。これは意見です。

(G委員)

人件費について、ちょっと観点が変わってしまうが質問したいと思います。平成21年度決算では、派遣職員の方8名と一般職員の方7名ほか、出されていたと思うのですが、平成21年度決算の派遣職員の一人当たりの人件費は711万円で、これは市の職員の方の人件費だと思う。また、一般職員の方は、439万円となり、派遣職員と一般職員でずいぶん差があるものと思っていたが、予算を見ると、平成22年度予算は一人当たり360万円で人数に対して予算が組まれているのですが、平成22年度決算のほうを見ると、当初18人でみたものが、一般職員5人減らして13人になっているのですが、423万円しか減っていない。そもそも360万円でみて、実態では一人464万円かかっている。私は小さい会社を経営しているが、もし市の職員の方が引き上げて、社員が8人いなくなると、だいたい若い人を雇うので人件費は安くなる。まあ、一人くらいベテランを雇ったとしても、こんなに一般職員の給料が上がるということは考えづらい。結果、臨時職員が、一人当たり229万円となっており5人増えている。これがどういうことなのかお聞きしたい。もしかしたらここに、削れる余地があるのかと思う。例えば、悪い想像ですが、派遣職員の方がいなくなり、そこに6人の結構（給料が）高額な人（市のOBなど）が入って底上げしてないか。あくまで想像ですが。

(説明者)

かつて市に在職していた職員は3名、土木関係で3名。住宅管理の方にもOBはいる。

(G委員)

その方達が派遣職員が抜けたところを埋めたことで、給料が上がったのか。

(説明者)

それは違う。市のOBであっても、公社の給与規程があるため、一般の職員と同じ給与が支給されている。人件費が増えた理由は時間外手当である。平成22年度から派遣職員を引き上げたために、公社で事務手続き等々不慣れな部分があり、時間外が増えたということである。

(G委員)

追加資料③でいただいた「人数が少なくて済んだ」という内容との整合性がとれないのではないか。

(説明者)

予算の時に55名体制で、実際には51名で仕事を回したということなのだが、切り詰めながら不足分も補って時間外を行ってきたということである。

(G委員)

時間外は実際どれくらいなのか。時間外は通常民間では善くないとされることなのだが、一人当たり年間100万円も時間外手当が増えたということになるのか。だとするとおかしいと思う。本当に時間外か。

(説明者)

今資料が手元にないので詳細は答えられないが、我々は時間外手当という認識をしている。

(C委員)

今の質問に補足するが、3人、OBの方が入っておられる。函館市を60歳を超えて定年退職して、

こちらに再就職された方が3人ということか。

(説明者)

公園関係では3名。

(C委員)

途中で辞めてこちらにこられた方は。

(説明者)

いない。

(C委員)

私どもの常識では、函館市の退職者には共済年金が入るはず。そのため、比較的安い給与水準でも、実質的な手取りはそれほどかわらないはず、というのが一般常識ですね。つまり、それらの方々を再雇用され公社で働いている。10月に6,400万円の予算を組んだ。決算は、6,000万円で人数は13人。5人ほど減らしているように見えるのだが、実際の人件費は4割増し、ということだ。人数が少なく済んだからとか、時間外とか言っているが、通常ここで認識されることは、一人当たりの単価を少なく見せて、6,400万円でやりくりできる人数をうまく積算して、かつての55人体制の予算枠があったので、減らしてもやっていける。つまり少ない人数で、より多くの給料をもらうという操作をしているのではないかという疑いを持ってしまう。しかも、函館市の退職者を採用するというをしていると。しかも、都市施設公社は、これら都市公園関係については競争のない指定管理ですよ。これは表向きは派遣をやめて、中身はやりとりをしながら函館市の職員の受け入れ先となっているというふうにとられてもしょうがない。それについて、どのような回答をされますか。

(説明者)

公園の管理を全市一括で行えるというメリットがあるし、単純には維持管理だけではなく、事業も合わせてやっていただいているという実態もある。こうした中で、市と公社との密接不可分な関係はあるという認識。こうした中で、公社の一般管理でいうと、やはり職員の派遣を引き上げたということに関しては、独立性が保たれるようになったのではないかと、思っている。社会的に独立した組織にということで、派遣を引き上げさせてもらったが、なお、公社の考え方としては、市職員の持っている様々なノウハウというものが必要だったと理解している。そういった中で採用され、それぞれのポジションを任せられているものと理解している。

(A委員)

公社に管理委託をしているが、そのうち3分の1くらいは再委託をしている現実がある。それはそれで良いとは思いますが、全てを管理委託するのではなく、切り分けるとしたらどうなのか、といった試算を行うなどの検討はしているのか。

(説明者)

公社ではなく、他の別組織の中に・・・。

(A委員)

例えば、公社で管理委託を受けても、実際には、公社でやっていない所がある。そこは、(公社を)



経由させずに、直接委託した方が経費的には安くなるのではないか。

(説明員)

公社自体の経費は確かに安くなるかもしれないが、公社と一括管理委託している根本にあるものは、「市職員の削減」である。そういった意味で、一括管理することのスケールメリットはあるものと考えている。

(A委員)

わかりました。都市公園法については、私も理解している。公園の数を減らせないのは仕方ないが、増やさないと、という検討ができないのか。函館市が2000年に策定した「緑の基本計画」は、全国で8位という評価を受けた。それについては、函館市民として誇りに思っているが、10年経って、状況や環境が変化してきている。市民一人当たりの公園面積を上げていこう、としていた時代と、今もその理念は変わらないと思うが、それに伴う経費は税金を使うことになるので、これをどのように縮減していくのか、ということとバランスを取っていくことがより重要となる時代になってきたと認識した場合に、これ以上（公園の数を）増やすのはどうなのか。（緑の基本計画の）年次計画では、市民一人当たり24㎡が目標としてあるが、例えば、旭川市であれば18㎡、江別市では16㎡で、北海道の中でも中核都市ではその程度である。砂川市のように200㎡という別次元の都市もあるが、24㎡という数値の目標が、頂いた資料では、まずは、（公園を）増やしていくという形になっていることから、その辺をどのように考えているのかお聞きしたい。

(説明者)

24㎡という数値が、全道的に見て多いのではないかと、ということだと思うが、函館市の場合は、都市公園の中に函館山を含めている。そういったこともあり、一概に他都市と比較することはできないものと考えている。

また、増やすことを抑止できないのか、ということについては、函館市が先行取得で購入している土地がある。これは、開発行為に伴って帰属を受ける土地のためである。この開発行為に伴って受ける土地については、法で規定されており、（公園を）設けることと、それを将来の管理者（市）に引き継ぐことが義務付けられているため、開発行為が行われる限りは、一定の条件はあるが引き受けざるを得ない、ということがある。この部分については整備方法、例えば、箇所を増やすのではなく、面積を増やす方法等を、市役所内で20年ほど前から議論しているが、そのためには、先行的に公園を整備していかなければならない。開発行為が行われる前に、一定規模以上の公園を用意しておいて、金銭で補償するという事例も他都市においてはあがあるが、その先行整備がままならない、ということがある。面積的には充足しているように見えるが、新市街地の開発行為による公園が増えている一方で、既成市街地のほうになると、公園の面積が不足している所もあるのが実態である。それらを踏まえると、必ずしも充足しているとは考えていない。

(A委員)

わかりました。最後に、緑化推進課に限った話ではないが、一般市民が目にすることができるホームページに公表されている「計画改善シート」というものがある。管理委託みたいなものとなった場

合に「具体的な改善方法が見当たらない」という回答が非常に多く、何も具体的な指針が出ていない。施設公社の管理委託に対しても同様の回答を緑化推進課でしているが、もう見直すことはできない、という考えにはならないでいただきたい。どんな細かいことでも、見直して改善していく、という姿勢を忘れずにいてもらいたいと思う。これは意見です。

(E委員)

それでは時間となったので、評価に入りたいと思う。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

#### 【各委員からの評価シート提出後】

それでは、判定結果の発表を行う。「事業を廃止のうえ制度を再構築」が1票、「委託化を検討」が2票、「改善を図る」が4票であったため、判定結果は『改善を図る』となった。

#### 【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する仕分けを終了する。

---

### ■1-4-2 職員健康診断, その他検査料についての説明

---

・資料に基づき、総務部職員厚生課より説明。

---

### ■1-4-2 職員健康診断, その他検査料についての質疑

---

(B委員)

診断をするときに、何かの時間を費やすわけだが、診断のタイミングによっては、病院に行くとか、泊まりがけで行くなどがある、これは、バスが来て次から次へで行う診断なのか、あるいは職員が休暇を取るなど、許可を取って行くものなのか。また、休んで行く場合に、職員の業務との兼ね合いはどうなっているのか。

(説明者)

基本的には委員がおっしゃったとおり、バスに来ていただいて、職場で集団健診を行っている。職員が個々に病院に行くということは時間のロスになるので、7時からバスに来てもらい、なるべく早めに受けて職場に復帰してもらおうということで行っている。それができる医療機関を選定の基準にしている。職員にムダな時間をとらせないということで、現在、中央病院と随意契約している。

(F委員)

成果の指標について、定期健診も受診率が100%になっていない。また、特別健康診断の受診率も100%になっていないが、このうち未受診者に対しては、どのような指導をして受けさせているのか。そのフォローはしているのか。

(説明者)

受診してるかどうかのチェック後、再度受診勧奨をしている。なおかつ、その期間内に受けられない場合は、フォローという形になるかどうかかわからないが、「来年度に受診を必ずするように」ということと、何年か続けて受診をしない人については、例えば、総務部長名でその職員に対して通知を

行い、必ず受けるように指導している。

(F 委員)

総務部長の通達意外には何かないのか。特別検診でゆゆしき問題があるでしょう。特別検診は法律で決められているので、絶対検診しないと行けないわけですね。そういう方が未受診でもその程度なのか。

(説明者)

特に未受診が多いのがVDT。いわゆる、パソコン業務を行っている方を対象とした健康診断で、パソコン操作時間と内容によって検査項目が決められている。金額は100円から4,080円だが、初診だといろいろな検査が含まれていて結構料金が高く、こういうところに未受診が多い。そのほか環境部などは、おおむね100%なのだが、VDTの作業分については若干未受診が多いということである。

(F 委員)

未受診の方が自分で行く時には、自己負担なのか。

(説明者)

自己負担で受診し、結果をこちらに出してもらおう。

(C 委員)

一般健康診断の人数に2,071人とあるが、これは函館市の職員の数と同じか。

(説明者)

一般職員であり職員の数ではない。職員数から除外となるのは、函病、企業、消防、これらが除外となっている。

(C 委員)

それらの方達は別の予算で受診しているということでもいいのか。

(説明者)

そのとおりである。

(C 委員)

一般職員というカテゴリーだが、期限付きということだと嘱託職員、臨時職員も含まれるのか。

(説明員)

含まれている。常勤している職員の中で、嘱託職員は1年以上の雇用があるし、臨時職員でも1年以上の雇用があるので、3/4以上、また1/2以上勤務される方も、常勤の職員として取り扱っている。臨時と嘱託で約630人だが、その健診も行っている。

(C 委員)

VDT作業従事者は1,160人となっているが、これはパソコン作業に従事している方ということだが、これは延べ数なのか。

(説明者)

延べ数になる。

(C委員)

それぞれの健康診断に、それぞれ根拠法令が出ているが、これは事業主が雇っている正職員に受けさせる義務があるということで書いているのか。費用も全て事業主が負担するとは書いてないと思うが。

(説明者)

そのとおりである。

(C委員)

健康保険制度で、あるいは共済組合で、職員の健康保険事業の方で、こういった健診に対する補助といった制度を持っているところもある。函館市の共済組合や健康保険制度にはこういった制度はあるのか。

(説明者)

定期健診については補助ももらっていない。労働安全衛生法の法律が優先されるので、定期健診は市の負担ということで行っている。共済については、人間ドックや婦人科検診は、医療保険者の方から補助ももらって行っている。そちらには市の持ち出しはしていない。今回は市の事業費ということで、資料に記載させてもらった。

(C委員)

定期検診、特別健康診断や予防接種については、全て共済や他の機関からの補助ではなく、全額を事業者である函館市が負担している。

(説明者)

そのようになる。補足させていただきたい。追加資料にある、他の民間企業との健診の助成の差額について、一般企業で実施している特別検診や予防接種などに関して11企業から回答をもらった。定期については、民間も事業主負担をしている。節目健診については5,000円から10,000円を市から出させてもらっているが、各企業において、一部個人負担しているところもあった。

(C委員)

今後考えている改善策はありますか。

(説明者)

定期健診の費用が6,311円、今のところの委託料だが。節目健診も何項目か追加しているため、3,700円程度を定期よりも支出している。その部分を職員に特別に出しているということだと思うので、その部分を今後どのようにしていくのか。個人負担にするのか、または、健診の項目等も精査したうえで少し落としていくのか、そういう部分も考えていきたい。

(B委員)

今の職員負担の話だが、受益者負担ということになると思うが、具体的に、どこのセクションで、どのような形で進めていくのか。

(説明者)

職員厚生課で考えていくことになると思う。また、C委員から話のあった共済との関係もあるので、

そちらとの費用も勘案しながら、来年度の予算にも反映していきたいと思っている。

(B委員)

そうすると、次回の予算委員会で、原案として出てくると見ていて良いか。

(説明者)

共済の関係もあるので、来年度の予算に反映できるかどうかはわからない。少しでも反映させることができるように考えていきたいと思っている。

(B委員)

添付資料について、金額に結構幅がある。検査項目などの影響もあると思うが、最低項目でやっていくとすればどうか。

(説明者)

例えば、初診の方は頸椎と腰椎、継続している人は、頸椎と腰椎を交互に検査することになる。福祉施設などに勤務している人は、特別検診の3つ目の項目になるが7,220円は初診の検査をしたときの金額である。VDTも継続している人で軽度の人では100円で済むが、初診で作業時間の長い人は4,080円かかる。

(B委員)

この指定医院には、出資している組織に就活されている方がいるのか。

(説明者)

いないと思う。

(F委員)

手話通訳業務従事者はどのような検診を行うのか。

(説明者)

肩から腰までのレントゲン、手指のレントゲンなどを行っている。

(G委員)

節目健診において、現在、函館市は個人負担なしに行っている。民間の11社を見ると、6社は個人負担というところがあるので、市役所においても個人負担について検討していく考えがあるのか。また、これまでに、節目健診の個人負担について話し合ったことはあるのか。

(説明者)

以前は個人負担があったと聞いている。その後、個人負担をなくした形でやってきている。このような市の財政状況なので、個人負担について、今後、考えていきたいと思う。また、これまでに個人負担について話し合ったことはないものと認識している。

(A委員)

函館市の健診は、非常にまじめに取り組まれているとこの資料をみるとわかる。他の自治体だと、先ほど話に出たように、事業主がやること以上のものが含まれていて、本来、個人が行うべきことと、切り分けされていないということも多い。ただ、節目健診の考え方については、しっかり検討していただきたいと思う。恐らく、今回の仕分けの対象になっているのは、健康診断を受けなさい、という

ことについての予算だと思うので、もしかしたら別の予算なのかもしれないが、組織としての職員の健康の増進に対するフォローをどこまでしなければならないか、ということもあると思う。例えば、我々民間企業にも要請が出てきているメンタルケア、その辺についてはどのように考えているのか。

(説明者)

メンタルに対する対策にも予算をつけている。長期に休みに入ってしまうので、事業主にとっては非常に損失になってしまう。メンタルについても予防していくということで、350万円程度の費用だが事業を組んで現在実行している。平成18年度から制度を立ち上げているが、メンタルにかかる休職者の人数は、徐々に減ってきている。それから長期間に休む職員も減っているので、健康診断を含めてメンタルの事業というのは、職員の健康を維持するためにも大変効果があると思っている。

(A委員)

この健康診断を受けた後の保健指導として、職員厚生課の方で何か実施しているのか。

(説明者)

調書に人件費で嘱託職員というのがあるが、保健師を嘱託職員として雇用している。事後の対応をきちんとしなければいけないため雇用しているものであるが、費用をかけている分の効果はあるものと認識している。例えば、高脂血症だと、食事の指導をしたりとか、運動しなさいとか、生活習慣病の指導をしていくとかが予防につながっていると考えている。

(C委員)

質問というよりは感想なのだが、一般企業の健康診断費用と比較してくださいという資料は私が要求したのだが、一般に函館市の職員は給与水準だけではなくて、いろいろな福利厚生部分が大変手厚いと。手厚いのは大変結構なのですが、民間と比べて事業者の認識不足でやっていないとか、そういうところがあると思うが、函館市はきちんと率先して行っていることから、財源的に余裕があると見える。実際には、健康に関することなので、つつこみにくいところはあるが、函館市の職員ということで、法律で保護されている部分をまんべんなく受益をしていると。こういうふうやっていくことが必要なのだと、一般の民間事業者にも啓発並びにサポートしていくということが、函館市全体としては必要なのではないか。

例えば、指定管理者とか、公社とか財団とか、その先の雇用している方々の生活がどうなっているかについては、函館市は無関心である。それは、それぞれの事業者が考えることだけれども、一般的によく言われることは、積算のなかの福利厚生費など事業者側の経費について、十分にとれないような委託費で発注するような懸念がある。函館市の職員がついこの間までやっていたことが、指定管理者になって、指定管理者の給与水準が低くて、こういった健康診断を含めた福利厚生費用が出ないような委託料水準になりつつある。一人、年間10,000円程度の予算を函館市は健康診断のために負担している。官民格差があると言われている中で、さらに福利厚生費的なものの負担についても、優遇されていることについて批判を受けないためにもその辺をよく考える必要があると思う。ところで、民間の調査は今回質問があったので行ったのか。

(説明者)

そのとおりである。

(C委員)

どこの部局かわからないが実際に調べてみると、節目検診を個人負担で行っている企業もあると聞く。ここに出ている企業は、少なくとも従業員10人以上のはずである。実際にはもっと小さな企業、個人事業主として働いているようなところに関して、こういう調査を行い、助成していくような制度があってもいいと思う。

(説明者)

(うなづく)

(E委員)

では、時間より少し早いですが、委員から質問が全て出たので、評価に入りたいと思う。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

それでは、判定結果の発表を行う。「改善を図る」が5票、「現行どおり」が2票であったため、判定結果は『改善を図る』となった。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する仕分けを終了する。

---

### ■1-4-3 生活支援ハウス運営事業費についての説明

---

- ・資料に基づき、福祉部介護高齢福祉課より説明。

---

### ■1-4-3 生活支援ハウス運営事業費についての質疑

---

(C委員)

今、生活支援ハウスに入居している方が21名おり、定員だと思うのだが、入居を希望している入居できていない人はどれくらいいるのか。

(説明者)

21名いる。

(C委員)

今、入居しているのと同じ人数が待機しているということか。その制度自体の拡充ということは、検討されているのか。

(説明者)

この事業については、先ほど説明したとおり国の補助事業がある。施設整備については補助制度があったが、平成17年度から生活支援ハウスの補助が半島振興法、過疎法が適用される場所に限定されており、現在、旧函館市域では整備に対する補助がないので、財源的な問題もあり、拡充することは難しい。

(C委員)

今、旧函館市域では、という話があったが、合併4町村については、国の補助の対象になるのか。

(説明者)

なる。過疎法の対象地域になっているので、4地域については補助対象地域となっている。

(C委員)

補助対象地域になっているのに、実際の施設はないのか。

(説明者)

施設自体は合併する以前に、椴法華村で1か所あるという認識をしている。予算はこの予算とは別に支所の予算としている。

(C委員)

定員は何名か。

(説明者)

17名である。

(C委員)

17名で満室なんですね。函館市内と同じように、福祉施設内だが、椴法華は独立した施設なのか。併設かどうかを聞いている。現状では、旭岡と中野町にあるようだが、この生活支援ハウスは、高齢者施設に併設しているとのことだが、利用料金の区分が違うだけで、他の入居者と同じ扱いになっているのか、それともここから先は生活支援ハウスになっているという作りになっているのか。

(説明者)

施設の建物の一部なのだが、その1階が生活支援ハウスで、2階は別の施設となっていた。

(F委員)

運営事業委託料のうちの宿直手当が4,200円の365日と書いてあるが、この人はここに住んでいるのか。

(説明者)

住んでいない。交代で宿直業務を行っている。

(F委員)

シンフォニーの方は3人いる。AとBは本俸で、Cだけ日額。この人は市の職員なのか。

(説明者)

違う、市の職員ではない。報酬を計上しているため、Cの人は日額という計算になっている。

(F委員)

宿直は3人で回しているということか。

(説明者)

交代で回している。

(F委員)

一人当たり4,200円ということか。



(説明者)

そうである。

(F委員)

本俸と日額はどう違うのか。月給と日給の人がいるということは待遇が違うということではないか。

(説明者)

市にも国の要綱にもあるのだが、入居者10人までは常勤1名、非常勤1名、それ以上になると、常勤2名、非常勤1名となっている。

(F委員)

常勤が宿直するのだろうかから、2回に1回は宿直するということがいいのか。旭ヶ岡の家が9人、シンフォニーが12人、これを、10人と11人にすれば、常勤が一人いらぬのではないか。

(説明者)

施設整備の規模とスペースの関係で、このような定員にさせていただいている。

(F委員)

定員を動かすことはできない、という理解でよいか。

(説明者)

よい。

(C委員)

生活支援ハウスの支援対象というのは、居住スペースを提供するということや、それらの掃除や管理ということのほか、宿直のような施設全体の管理ということですね。部屋を安い金額で貸しているというだけではないということか。

(説明者)

そのとおりである。安く居住スペースを提供するというものに併せて、相談機能や要支援になれば、介護サービスを受けることもできる。デイサービス施設を作っているのが併設の要件となっている。

(C委員)

ちなみにこのスペースは何平方メートルくらいのスペースなのか。キッチンがあって、居住スペースがあって、ということか。

(説明者)

面積については、資料が手元にないのだが、ご夫婦の方でも部屋が広くないので、別々の部屋に住んでいる。ご夫婦で一緒に住めるスペースではない。

(C委員)

病院の個室みたいなものか。

(説明者)

そうである。

(C委員)

部屋に入ったらすぐに寝室があり、リビングスペースもあまりない状況か。リビングスペースは共用なのか。

(説明者)

そのとおりである。リビングスペースは共用。テレビは自室に置くことはできる。

(C委員)

バス，トイレは共用か。

(説明者)

そうである。

(B委員)

生活保護者についてだが，増えているという話だが，これもその延長線上となるのか。函館の場合はどんどん経済状況が悪くなり，まだまだ比率が上がっていくと思われるが，今生活支援ハウスの運営の中で，入所の適格者を限定した場合に，潜在的に予備軍というか，そのあたりの予想はされてるのか。たった21名のために予算をつけてたら，将来べらぼうに予算を組むことになると思う。廃止するなら今のうちにしてしまっただけで，違う形のものにしてしまうとよい。今の函館の財政状況を考えると，現行制度はいかがかと思うが。

(説明者)

違ったものを考えるというのは，確かにそうだし，現在の定員も21名となっている。しかしながら，現在住んでいる人もおり，潜在的にはどれくらいいるのかわからない状況である。この事業は，介護保険制度の隙間を埋める制度であるので，必要なものだと思っている。

(B委員)

正直言って必要だと思う。私は認めている。ただ，今後このような領域が増えてきたら，函館の財政が持たないと思う。そのあたりはどのように考えているのか。市の要綱でこんなにお金を使っているのであれば，今後拡充の方向だと思うが。

(説明者)

生活支援ハウスについては，いろんな支援を必要としている方がいると思うが，事業の拡充は難しいと考えている。整備費の関係もあるので。

(B委員)

生活保護などが増えた場合に拡充するような制度ではないということなのか。

(説明者)

そうである。

(B委員)

生活支援ハウス運営事業が，要綱になっている理由を教えてください。どのような発案で，このような要綱ができたのか。

(説明者)

市の要綱で運営していくのだが，もともとは平成12年度に国の要綱に基づいて始めたものである。

(B委員)

要綱なので，いろいろな解釈の仕方があると思う。法律ではないので。そのあたりの経緯はわかりました。

(G委員)

経費についても切り詰めているし、今の説明を聞いていると、平成12年度からの制度だけれども、平成17年度から国の助成が出なくなった。それは、国の助成がなくなった時点で事業を回せなくなるんじゃないかと、そう思わなかったのかということである。この入居者の方は自炊のできる方ということだったが。

(説明者)

市街地まで運行しているバスに乗って買い物に行っている。

(G委員)

その対象者であればかなり自立ができていのに、何かあったときのために24時間体制で誰かがいる。それが9人に対して1人常にいるんですよ。そんなに自立しているのに、恵まれていて、対象者は21人ということだったのですが、制度を再設計して、例えば、市営住宅などもっと大きな規模にして、職員ももう少し増やして、より多くの方がサービスを受用できるように、組み直しですか、そういうことは考えられないのですか。そうしていかないと常に満杯のまま、制度の穴を埋めるとおっしゃっていたのですが、年々すごい勢いで、対象者は増えていってしまうような気がする。

実のところ、実態は違うのではないですか？想像ですが、自炊のできない、自立できない方が入居されているのでは。また、現場が安い賃金で大変なのではないかと思うといろいろ想像してしまう。

この先、どうなのか。

(説明者)

まず一つ、国の財源の話があったのだが、補助事業が一般財源化されたということである。国の方でこの事業がもういないから、補助をやめたということではなくて、一般財源化された事業はたくさんある。私は福祉の現場しかわからないが、養護老人ホームも元々は国から補助金が入ってきていたが、今は一般財源化して交付税で算定されているという状況になっている。制度として不要になったのではなく、確かに、おっしゃるようにこういった事業を利用される方はたくさんいるかもしれないし、今後も高齢者が増えていく状況にあるわけなので、このようなサービスを必要とされる方は増えていくのかもしれないと、想像だが思っている。今の委員の提案にきちんと答えられる制度については、我々は持ち合わせていないのが現状である。

(G委員)

21名の平均年齢は何歳くらいなのか。

(説明者)

80歳以上になると思う。

(G委員)

21名の待機者がいるとのことであるが、申し込みはしているのか。

(説明者)

基本的には申し込み順である。

(G委員)

この中には、200万円以上の収入のある方も入居している。収入にかかわらず、先着順で入居しているということなのか。

(説明者)

この制度には収入の上限が設けられていない。ただ、現状とすれば収入の低い方に入っているようにしている。

(G委員)

収入の低い方が優先的に入れるようになっているということか。

(説明者)

収入の高い方は他の施設にも入れるので、別な施設を紹介している。

(C委員)

費用内訳を見ると、各施設毎の費用になっている。それぞれの施設の人件費もしくは管理費が書いてあるが、これは先ほどの説明によると、それぞれの施設のあるスペースを貸している。その賃貸料が通常であれば、施設を利用するための費用負担というのが発生すると思うが、この生活支援ハウスについては、そういったものは予算に計上されていないが。

(説明者)

計上していない。

(C委員)

では、提供する施設は、この委託料の事業費の中で人を配置し、かつ、場所は無料で貸している、ということか。

(説明者)

はい。場所に関しては市に貸しているということではなく、民間の施設に利用者のスペースを提供していただくという事業を、市が委託料を支出して行っているということである。市が借りているわけではなく、事業自体を委託に出しているという考え。

(C委員)

利用料は市の収入になるのか。

(説明者)

そうである。

(C委員)

一方で施設の方としては、施設の利用料ということではなくて、それらの人を管理するための人件費などのために、市から予算を出している。賃貸料や施設の利用料、施設のスペースを利用することについての費用負担は発生していない、ということか。

(説明者)

そうである。

(C委員)

そういうやり方は長期的には維持できないのではないかと。施設に人を貼り付けている。9人なり、10人なりの人が入っている。それで委託料をもらっているというのはわかるけど、それは施設を管理するなり、運営するための経費であって、それぞれの施設については、それぞれの施設で、費用をかけてスペースを作っている。一般であれば、それは軽費老人ホームなどになって、賃料を通常は徴収している。これについては、徴収できないつくりになっているのか。つまり、事業者側としては、これをやって、経費倒れになるということはないのか。

(説明者)

その建物のことを考えると、そういうことが出てくるかもしれない。社会福祉法人なので、民間の株式会社とは違うところで、そういうことでもやっていけるのかなと思う。事業自体をやっているということ。

(C委員)

事業自体をやっているのはいい。ただし、利用料やその他についての算定根拠があり、そこに一定の合理性がなければ、いかに社会福祉法人といってもまともな運営ができない。施設についての利用料が収入として見込めない。この施設以外には手を上げてやりますとは絶対に言わないと思う。そうではないか。制度設計自体がおかしいというしかない。

(説明者)

施設整備に補助を出している。

(C委員)

施設整備に市が補助しているから、このスペースについては（利用料収入なしで）事業を行え、ということが言えるということなのか。

(説明者)

法的にそれでいいかどうかかわからないが、そういった事業の趣旨で行っている。

(C委員)

福祉施設の一角に生活支援ハウスというスペースがあるわけですよね。この福祉施設を作る上で、何か別に市として全額補助するなど行っているのか。

(説明者)

全額ではないが、補助している。

(C委員)

交付金措置がされているということは、財政需要の中で一般財源化され、補助金も含まれているとみなされるということか。補助金として措置されるわけではないが、交付金として、函館市の財政上計算に算入するわけです。このようなものが個別に何件あるかということが、積算されるわけではないのか。

(説明者)

特別に積算されている。

(C委員)

何人分が財政需要の中に入っているということなのだが、今、21人が入居しており、待機者が21人いるので、その人達が入居したときに国が交付金を増額してくれるのか。

(説明者)

専門ではないのでよくわからないが、施設が増えて入居者も増えるということになれば、計算でその分が増えると思う。

(C委員)

先ほど言ったことと矛盾していないか。補助金が一般財源化してしまったので、これ以上この施設の定員を増やすことができないだろうと、増員するのは難しいだろうと言っていた。

(説明者)

施設整備の補助金がなくなったということである。

(C委員)

施設整備の補助金がなくなったのか。施設整備ができなくなったから、実際の施設の定員を増やすことができないということだったのか・・・。

(B委員)

国の政策で憲法で規定されていますが、弱者保護、生活保護ですよ。生活保護が一つありますよね。今の函館の要綱で生活支援事業、これはどこが違いますか。具体的な違いだけ教えてください。

(説明者)

生活保護の事業というのは、最後の最後にとるべき手段、方法となっている。他法や他の制度があればそちらの方を優先して実践される。そして、それでも生活していけないようであれば、生活保護になるということである。

(B委員)

では、この制度は最後の手前なのか。意味合い的には。

(説明者)

最後の手前という言い方をされると少し語弊があると思うが、生活保護を受ける前までに利用できる制度ではある。

(B委員)

私は正直、扶助者の内容は熟知している。ただ、生活保護とどこが違うかと言うことが、説明で聞き取れない。それともう一つ、私が非常に懸念していることは、みなさんがやっている要綱を利用した事業、差別です。21人のためなんですから、差別ですよ。下手すると、この事業自体が非常に差別を生む可能性のある事業ということですよ。そのように感じませんか。

(説明者)

私は介護施設事業だとか、こういった所でも、人数や規模は違うが、待機している人がいるということはニーズがあるということだと思っているので、そういったことをすぐに解消できないというのは問題だと思いますが。

(B委員)

待機してるからそうなんです。もう、増やさないんですよ。だからそうなんです。この21人を待機させておこなかで、公費を使うと言うことは、待機している人に対する差別なのではないか。

(説明者)

この生活支援ハウスの事業だけではなくて、他の事業でもどうしても待機してしまう人が出てしまう。待機者がいる施設をどうしていくとか、こちらも検討していくべきなのかもしれないが、そこまでの対応を現状ではできていない。

(D委員)

今の議論から外れてくるかもしれないが、生活援助員について伺いたい。この方達の資格というのはどんなものなのか。例えば、介護士だとか、ヘルパーの2級以上だとか、そういうような資格がある方は有利になったりするのかな。

(説明者)

ヘルパーの講習を受講した方。

(D委員)

この本俸の236,600円の決まり方は、どのようなものを基準にして算出された金額なのか。

(説明者)

ホームヘルパーなどの資格を持っている方なので、市の嘱託職員の給料がいろいろな職種によって分かれているのだが、その一番近いものに準じている。

(D委員)

実際に生活支援ハウスの中に、生活支援に関わって、かなりのことができるという。自炊ができる程度となると、人数によって人の貼り付け、法定によっての人の貼り付けということで、これくらいでやらないといけないということなのか。

(説明者)

そのとおりである。

(D委員)

実際は、低所得者という限定はあるが21人の方のために、これだけ支出しなければならないということなのですね。

(説明者)

はい。

(C委員)

「高齢者生活福祉センターの運営事業の実施について」という平成12年の厚生省の通知がある。この中にかなり詳しく基準が定められているわけであるが、居室は原則として個室としている。また、居室の面積は18平方メートル以上、居室部門には、居室のほか、少なくとも洗面所、便所、収納スペースおよび調理施設を設けることとある。函館市の場合は、トイレは居室についていない。先ほど、バス、トイレは共用なのか伺ったときに、共用だという回答であったが、これは基準を満たしている

のか。先ほどから話を伺っていると、実際に現場を見に行ったことがないように見受けられるが。

(説明者)

(入居者がいるため) 外からは見ているが、中までは見ていない。

(C委員)

中までは見ていないということだが、この基準は、市の全ての生活支援ホームで基準を満たしているということですね。

(説明者)

確認に少し時間がほしい。

(C委員)

後にします。ではこの生活支援ハウスの2箇所、旭岡の家とシンフォニーだが、これは、資料の生活支援ハウスの運営施設としてリストアップされているものの中に、旭岡の家については軽費老人ホーム、それから、有料老人ホームのシンフォニーについても一つの敷地内にあるということでしょうか。

(説明者)

よい。

(C委員)

「高齢者生活福祉センターの運営事業の実施について」という通達の中では、例えば、食堂や調理室を設置するように書いてある。先ほどの話によると、食堂は設置していないということであった。それから、食料その他はバスで買い出しに行かれるということだったが、他の施設に併設しているのであれば、食堂も整備されていると思うのだが、それは使わないのか。

(説明者)

実際、支援ハウスの中にはないが、一緒に行事をしたり、食事をしたりするといったイベント的なものは行っている。

(C委員)

共用設備として、そこを使うことを認められているのか。

(説明者)

旭ヶ岡の家であれば、一緒に食事ができるという場所で共用スペースをおいて、中には何人か集って食事をしたりしているスペースは備わっている。

(C委員)

実際に炊事をしなくても、食事が供されることはないのか。共用設備として食堂はないということだったので、生活支援ハウスの中では、施設がなくても一体になっている中にそういうところがあって、実際にそこに住んでいる人は、買い物するにもあまり便のいいところではないと思うし、そこに食堂があったのも覚えているので、同一敷地内にある他の食堂を利用するということは、できるのかどうかということであるが。

(説明者)

実費を払って、施設と同じ食事を提供してもらっているということはある。



(C委員)

了解した。

(G委員)

実際に委託先がやられている事業について、市の職員配置について、0.2人工で、158万円になっているが、市の職員は具体的にどのような仕事をしているのか。

(説明者)

施設との契約等の作業がある。また、利用される方の利用料や光熱水費について、決定して通知するという作業がある。委託料を年4回に分けて支払う。利用料とか光熱水費については、毎月の作業になってくる。

(G委員)

わかりました。

(E委員)

時間となったので、評価に入りたいと思う。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

#### 【各委員からの評価シート提出後】

それでは、判定結果の発表を行う。「事業の廃止」が1票、「事業を廃止のうえ制度を再構築」3票、「民営化を検討」が1票、「改善を図る」が2票であったため、判定結果は『事業を廃止のうえ制度を再構築』となった。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する仕分けを終了する。

---

#### ■1-4-4 地域会館管理委託料(戸井, 恵山, 南茅部)についての説明

---

・資料に基づき、戸井支所市民福祉課、恵山支所市民福祉課、南茅部支所市民福祉課より説明。

---

#### ■1-4-4 地域会館管理委託料(戸井, 恵山, 南茅部)についての質疑

---

(F委員)

戸井支所について伺いたいのだが、資料の2で利用件数が記載されている。その中の3番目の小安中央会館についてだが、ここに件数が記載されているが人数はわかるか。全体の人数は掲載されているが、それぞれの利用件数毎の人数を知りたい。すぐでないようなら、次の質問に行く。

指定管理者の実績シートというものの、戸井町のシートなのだが、その中で見させて質問させていただくが、ここの建物が昭和54年7月に建てられている。それから32年経っているが、耐用年数が24年であることから、既に耐用年数を過ぎている。これについて、今後どうして行こうと考えているのか。それから、実績シートの中に市の指定管理者についての評価があり、業務の履行状況、サービス、安全運営の3つからなっており、指定管理の自己評価が戸井地区の全ての会館では、BBAという評価になっている。市の指定管理者に対する実績もBBAと全部同じである。それはどういう

状況なのかというのを教えていただきたいのと、このシートの課題と今後の対応というのがあるが、そこが全く白紙になっている。こういうように老朽化した会館をどうするのか。また、直して使うのか、そういうような検討がなされていないということなのか。そして、それを把握しているのか。

(説明者)

まず、耐用年数に関することだが、平成22年度の利用実績をみていただければわかると思うが、現在の利用状況やスペースの状況等を勘案し、市の財政も34億円の財源不足が生じているという状況もあり、戸井地区全体において、1町会1施設を基本にしながら、今後、地域と協議する予定になっている。評価の内容について、同じではないかという指摘だが、互いに検討した結果が同じ結果になったということである。

(F委員)

釜谷の会館の利用件数が2件、たったの2件である。2件しか利用者のいないところも、100件も利用者がいるところも評価が同じになるのか。指定管理者の方と協議しているのか。

(説明者)

協議はしている。釜谷会館の利用状況だが・・・

(F委員)

すぐ回答がでないようなら後でよい。

(B委員)

正しい判断は正確な情報からということで、利用人数が書かれているが、利用者の概念はどこまでが利用者でカウントしているのでしょうか。お葬式とかで利用される方も利用者になるのか。有料、無料の区分で、有料に入る人達を利用人数としているのか。

(説明者)

入館者を利用人数としている。

(B委員)

それでは利用人数はどのような方法でカウントしているのか。

(説明者)

南茅部だが、指定管理者が申請書を受け取る。それに利用予定人数を書いてもらい、最後に実績の人数を書いてもらう。多少の差異はあると思うが、そのようにしている。

(B委員)

先ほど他の委員から、老朽化という使えなくなる建物のことについてだと思っただけだが。これは生かす方とすれば、補修して生かしていくのか、あるいは廃止にしてしまうのか、という方法があると思う。戸井の方から、34億円の財源不足が函館にはあると、数字をしっかりとっていただけたのは、戸井の方が初めてである。そういう中で、利用人数が少ない会館について、存続するのか、あるいは廃止をするのか、最終的には二つの考え方にしてもらう必要があると思う。さらに老朽化したものを直して、少ない人数で使われるような考えがあるのか、あるいは、一度に廃止するのか。ある建物を交通機関を利用しながら上手に利用するなど、仮に、そうなった場合、どのように対応すると考えているのか。

(説明者)

戸井地区の釜谷会館に限定して答えさせてもらう。近くに教育施設もあるので、地域と今後協議をしていきたい。また、老朽化が想定されるケースで、廃止した場合や移譲した場合などについても考えたい。

(B委員)

今、移譲という言葉が出たのですが、それはどういうことでしょうか。会館は函館市の普通財産だと思うが、それを町の自治体に移譲するということですか。

(説明者)

そのようなことにつきましては、関係部局と今後協議していきたいと。

(B委員)

検討中ということですね。

(説明者)

問題を解決しながら進めていきたいと考えている。

(B委員)

これは提案なのですが、函館市の場合、各町が町会運営を受け持っている。多少は助成金もあると思うが、例えば、小安、釜谷会館の場合でも、自分達の自治の範囲の中の地域会館は、自分達が管理運営をすると。そのような検討はされていませんか。

(説明者)

南茅部では、検討をしている。1町会1会館を考えている。ただ、南茅部など海岸線3.6kmに1.5の地域会館がある。漁村は集落毎にコミュニティを形成していく傾向がある。そのため、地域を越えて交わるというのはなかなか難しいことから、1町会1会館ということで8会館は存続させたいと考えている。また、残りの7会館については老朽化が進んでおり、一定の判断が必要になってくるが、使えるうちは有効活用していきたいと考えている。その際には、地域に移譲や譲渡し、自治会の方で自主的に運営できないか、担当レベルでは考えている。しかし、地域の町会の世帯数が少ないために財政的な問題もあり、その辺がネックにはなっている。

(F委員)

後回しになった質問とも関係するが、どういうときに減免となるのか。

(説明者)

要綱で減免の規定が整備されており、その規定に基づいて減免している。具体的には、町内会で使う場合や老人会で使う場合などである。

(G委員)

市の財政も非常に厳しいので、削減できるところがないか、という視点で仕分けしていくのだが、場合によっては、予算の拡充を求める結果が出ているものもいくつかある。その中で、今、話を伺っていて、町会は地域のコミュニティーを守るための大切な存在だと思うし、簡単になくすことができないと感じている。耐用年数を大きく超えている会館があるという話も先にあったが、会館の中で、

耐用年数を超えているものが混在しているのか、新しいものがあるのか、全て耐用年数を超えているのか。それぞれの支所で、戸井なら11あるのだが、このなかで、今後10年、20年使えるようなものがあるのか、そのあたりを教えてほしい。

(説明者)

恵山支所については、おおよそ町内会を中心にして地域会館がある。1町内会1会館として整備してきた。恵山地区については、平成になってから建てられたものも3件くらいあるし、昭和62から63年に建築されたものもある。もちろん古いものもあるが、それらについては、できるかぎり維持していきたい。

(説明者)

南茅部なのだが、手元にある資料で一番古いのが、臼尻会館、一番新しいのが古部会館。ただ、言えるのは少しずつ手を加えて、改修や屋根の葺き替えなどを行っているので、一番古い臼尻会館でも、15年から16年くらいは使ってきている。合併後も新築は難しいので、計画的に改修し、何とか持たせて使いたいという思いはある。今年は、川汲会館を改修したところである。

(G委員)

改修費用というのは、指定管理料とは別にかかるものなのか。

(説明者)

そのとおりである。

(説明者)

戸井支所においては、一番古くて昭和47年建設のもの、新しく平成7年の建設のものがあり、少しずつ手をかけて修繕している。今年は、小安中央会館で床の工事を行っている。

(C委員)

恵山支所について伺う。恵山支所では地域会館とは違う新しい施設が昨年建設された。何という名前の施設か。

(説明者)

恵山コミュニティーセンターである。

(C委員)

これは支所の方で管理しているのか。

(説明者)

いいえ。これも町会連合会に指定管理してもらっている。

(C委員)

地域会館というカテゴリーではないということか。

(説明者)

そのとおりである。

(C委員)

地域のコミュニティーと言っていたので、機能の目的が似ていると思うのだが、別にして理由は何か。

(説明者)

大規模な施設で、広域的に使える施設のためである。

(C委員)

町会毎に使う施設ではなくて、ということか。

(説明者)

恵山に限らず、色々な人に使っていただけるような施設である。

(C委員)

センターができたことによって、利用人数が大きな影響を受けたのは女那川か。

(説明者)

ちょうど恵山の真ん中あたりにある。恵山支所のあるあたりにある。

(C委員)

一番近い会館はどこか。

(説明者)

古武井会館である。

(C委員)

雑ばくな言い方にはなるが、古武井会館の年間の利用件数に影響するような、コミュニティーセンターが恵山にできた。古武井会館を維持していくことについて、恵山支所の管理費を詳しく調べてみないとわからないが、会館を維持するのに、年間約40万円の管理費がかかる。古武井会館はセンターにも近いし、老朽化が進んでいるかもしれない。そう考えると、単純に廃止するという考えはないのか。

(説明者)

古武井会館は小規模な会館であるほか、コミュニティーセンターにも近いということもあり、委員がおっしゃられたようなことを今後考えていかなければならないと思っている。そこに、コミュニティーや町内会というものもあるため、会館管理委員会というものを町会連合会で設置している。その中でそういうことも含めて協議していくという形をとっている。その中で、当然、今話にあったことも協議されていくものと考えている。

(C委員)

日ノ浜あたりというのは、恵山の中では中心地です。私は、会館がそれぞれのコミュニティーを支えているということは理解しているが、日ノ浜地区において、今回、恵山コミュニティーセンターができた。一方で古武井会館は残している。これしかないというのなら別だが。

例えば、集会するといった用途に使える施設は、詳しくはわからないが存在すると思う。コミュニティーセンターは、古武井会館を使っていた人達が優先的に使うことができるということにするのはどうだろうか。廃止したらどうか、というわけではないが、一つの会館にするということになると、会館を維持管理するだけでも費用がかかるので、検討いただきたいと思う。似たようなところが、南茅部の尾札部中央会館と尾札部会館。これはたぶん同じ町内にある。尾札部中央会館は5件しか利用

がないこと、尾札部会館の方が新しいと思うのだが、中央会館は何年に建設して、尾札部会館は何年に建設しているのか。

(説明者)

中央会館については昭和56年、尾札部会館は昭和52年に建設している。

(C委員)

尾札部会館のほうが古いのか。

(説明者)

尾札部中央会館の場合は駐在所が移転したため、もとの駐在所をもらい受け、尾札部中央地区の集落で使っている。町でないと譲渡できないということで、当時、町が引き受けた形で、尾札部中央会館を町会に譲ろうとしたのだが、10年間の転売禁止条件がついているが、平成26年に条件が解除となるため、それを機会に町会に譲渡したいと考えている。

(C委員)

基本的には、尾札部中央会館は集会をすると何人くらい入れるのか。

(説明者)

90㎡くらいしかないので、地域の人たちが会合を開くような程度の広さしかない。最初から町内会に譲渡することができればいいのだが、事情があるため、苦しいところである。

(C委員)

同じく南茅部支所について、利用件数が年間でトータル279件あるが、この中で葬祭だけ数えると何件くらいになるのか。

(説明者)

平成22年の数字でいうと65件、ちなみに南茅部には斎場（火葬場）もあるので、そこを利用した方が80件、そのまま地域会館を会場として使用したのが65件。7から8割の人は地域会館を使っている。

(C委員)

函館市内であれば民間の斎場を使うが、南茅部、戸井、恵山にはそういった民間の施設はないのか。

(説明者)

ない。

(B委員)

今、葬祭の話が出たが、年代別の利用実績はどうなのか。結構、高齢化されていると思うのだが。私事だが、うちの嫁さんの実家が実は恵山町なんですよ。周りを見ても、若いミニスカートををはいてるようなお姉ちゃんがないものですから、皆さん高齢化されてるのはわかるのですが。そうすると、現行の会館にどれだけの利用価値があるかということに結びついていく議論だと思う。長い地域だということも非常にわかります。できれば近い方がいいです。けれども、交通機関も充実していますし、これを上手に利用しながら10年先を見据えて、皆さん考えを作っておくべきだと思うんですね。提案ですけれども。

(説明者)

確かに、高齢化も進んでいて集落もだんだん形成してくるのが大変になっているのも事実である。ただ、おかげさまで、南茅部支所管内で言わせていただくと、漁業生産が90億円から100億円はある。それで漁協の組合数も横ばいになっている。そのため、漁家1軒あたりの収入は結構ある。ただ、核家族化が進んでいるので、確かに高齢化率も30%を超えている。そういう意味では前に申し上げたとおり、どの時点でやるかというのは明確には答えられないが、考えたいと思っている。

(B委員)

財政の話に戻るが、平成19年の包括外部監査の報告書です。先ほど、戸井支所の方から30数億円の赤字が起きているということでしたが、連結ベースでは100億円となる。平成19年の発表で。包括外部監査。これが年々大きくなるだろうと。実は100億円ベースの連結赤字が積み重なっていきます。そのため、皆さんのほうも一丸となって、財政健全化に向けて動いていただきたいわけです。そこで先ほどの話を差し上げたのですが。

(説明者)

会館に関しては、どのように地域形成していくのかということを考えなければならない。委員がおっしゃることもわかるのだが、なかなか難しい。

(B委員)

先ほど、漁業所得が結構あると聞いたので、それなら若い人達を中心となって、地域の会館をご自身の手でひとつ所有して、維持管理もみなさんでできると思うのですが、どうでしょうか。

(説明者)

確かに収入はある。ただ、全市的に同じ傾向だと思うのだが、町内会を形成していく人、つまり、若い人達の中でなかなか役員のみなり手がいない。田舎なんだけれども、何か行事があればお手伝いはしてくれるのだが、中心となって動いてくれるかといえ、難しいのが現状。

(B委員)

そういうシステムは理解しているのですが、理解を超えなければいい方向にはいかないと思う。ひとつ前向きに考えてもらいたい。

(D委員)

合併から5年くらいがたっている。町内会の運営についてご存じかお聞きしたい。地域の町会の運営というのは、町会員の会費でまかなわれているか。函館市からの助成も当然受けているはずだが。

(説明者)

町会交付金は受けている。

(D委員)

町会連合会交付金というと、ほとんどの町会もされているはずだと思って聞いた。旧函館市の方であれば、皆さん町会費の中から、会館を設立するための積立金を、私の所属する町会は200世帯くらいしかないような小さな町会だが、10年くらいたって立派な会館を建てた。そのため、全く世帯が少ないからといって出来ないという方向ではなく、今あるものを地域の人達の手によって運営出

来る方法がないか、ということを探られることも一つじゃないかと思う。5年経ったので、旧4町村とか、旧函館とかいう言葉がいらなくなるんじゃないかというところに来ているんじゃないかと思う。むしろ、格差をなくしていかないと、公平性を保てないのじゃないかと。その中で、函館市が、例えば一般の旧函館であれば、自分達の積立金によって会館を建てていって、返還していく方法がとられているが、今現在ものがあるわけだから、負担がそんなにない中で住民自治に加入していくことは十分可能ではないかと思う。修繕の場合は、函館市からの助成も受けられるし、そういった方法があるのだから、だんだんそういう考えを持ってもらって、皆さんが平等に税金を使っていくという方法をとることも考えて欲しいと思う。今回は指定管理者の管理費の仕分けということなので、これがいいか悪いかという仕分けをしていかないといけないが、方向性としては、仕分けというのは金額だけではなくて、問題点を拾っていかないといけないわけなので、こういった方向で検討するという考えもあるのだが、いかがか。

(説明者)

今の委員のご指摘は的確で、確かに今言われたとおりにしていかなければと思う。過去の歴史もあるなかで、地域の感情としてはまだそこまでないというのが実情。また、鹿部や森についても、同様の質問をしてみた。やはり、町村は会館は町が管理するという状況がある。そういう意味では南茅部も東部4支所も同じなのだが、明日、明後日という話をしていないわけではないと思うので、将来的には委員ご指摘のとおり、市が抜けていかなければならないと思っている。ただ、この場でやりますとはすぐには答えられない。

(D委員)

おっしゃりたいことは重々わかっている。ただ、非常に強いコミュニティーがあるというのは、力があることだと思う。今後、函館市の財政状況とか、一番的確に市民が感じ取っていかないといけないので、そのことは力のあるコミュニティーだからこそできることがあるんじゃないかと私は思うし、期待もしている。今まであったものだから、それを継続していくというのは非常に難しい時代になっているということ、私達市民が、旧函館だろうが、東部4地域であろうが、それを考えていかないといけない。方向性として、今日、今すぐということではないにしろ検討の余地があると、皆さんの地域には非常に期待をしたいと思う。

(A委員)

自治体が大きくなると、近くのコミュニティー、地区、集落の自主性を重んじるということは守っていかないといけないと思う。その中で、今までそうだったし、当分はそうしないといけないということも十分わかるが、先ほども話があったように、例えば、一部だけ行政の所有になっているなど、細かく見ていけば、函館市として、統一したものに変えて行く必要があると思う。その辺の検討はよろしくお願ひしたい。

いくつかお聞きしたいことがあるが、管理委託料は、恵山支所だけ町会連合会へ一括ということ、町会ごとではないのだが、これは何か違いがあるのか。



(説明者)

恵山支所の場合、他の各支所は町会毎の管理になっているが、ここは人的に回らないということもあり、町会が連合としてやることになった。

(A委員)

今の話を聞いていると連合会に一括することで、スケールメリットも出てくるのかと思う。公共下水道などは地域ごとに違いがあるようだが、他に算出方法で違いがあるものはあるのか。

(説明者)

ベースは違いがない。

(A委員)

わかりました。

(C委員)

南茅部支所のみ指定管理の状況が提出されている。何も書かれていないが予算なのか。

(説明者)

予算である。

(C委員)

実際にかかる費用というよりも、金額がぴったりそろっている会館が何か所もあるため、この辺はここにかかっている人件費を実費で算出しているのではなく、金額ありきという感じがするのだが。

(説明者)

会館の一定の面積を基準にしており、委員のおっしゃったように、実際はもっとかかっているけども、面積が小さいから金額を抑えようということで予算を立てている。

(C委員)

実際に各会館はこれ以上に費用がかかっているが、町内会費等を充当することになっているということか。

(説明者)

そのとおり。

(C委員)

一般的な指定管理とは違うということか。

(説明者)

違う。

(E委員)

時間になったので、評価に入りたいと思う。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

#### 【各委員からの評価シート提出後】

それでは、判定結果の発表を行う。「事業を廃止のうえ制度を再構築」が2票、「改善を図る」が3票、「現行どおり」が2票であったため、判定結果は『見直しが必要（廃止を含む）』となった。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する仕分けを終了する。

---

#### ■1-4-5 地域子育て支援センター事業費についての説明

---

・資料に基づき、福祉部こども未来室子育て支援課より説明。

---

#### ■1-4-5 地域子育て支援センター事業費についての質疑

---

(F 委員)

調書には、6箇所のサロンを委託しているとあるが、別の資料には9箇所となっているが。

(説明者)

その件数は公立も含めての箇所数となる。仕分けの対象となっているのは、あくまでも委託しているものについてである。

(F 委員)

予算額についても44,946千円と同額となっているが。この資料とは違うのか。

(説明者)

その資料を見せてほしい。この資料は、直営も含めた事業全体を記載しているものであり、当該事業の対象件数とは一致しない。

(F 委員)

1箇所あたりの委託料は750万円ほどであるが、委託の業務内容はどうなっているのか。

(説明者)

国では基準額しかないもので、内訳については子育てサロンを運営する経費である。

(F 委員)

委託料の使途について把握していないのか。

(説明者)

内訳としては人件費・・・。

(F 委員)

内訳があるのであれば、(紙ベースで)見せてほしい。委員全員に見せてもらえるとありがたい。

(G 委員)

私には未就学児の子どもがいる。端的に言うと、委託料が安くないか、ということを知りたい。スタッフが各サロンに2名ずつ配置されているとのことだが、資格要件はあるのか、ということ。また、勤務態勢について、土、日曜日も開設しているのか。

(説明者)

土曜日に、電話による相談業務を行っていることもあるが、基本的には、月曜日から金曜日の開設となる。

(G委員)

雇用形態と支払われている給料について。公立との間に差はないのか。また、今後、増設する考えはないのか。そのほか、育児ノイローゼによる児童虐待が増えている現状を踏まえると、2名しかいない子育てサロンで対応が可能なのか。もし、調書に記載されているように「訪問」も行い対応していく考えであれば、体制を強化する必要があると思われる。それぞれ伺いたい。

(説明者)

資格要件については、保育士の資格が必要となるほか、子育ての事情に精通した者と、要綱上規定している。

(G委員)

雇用契約は3年くらいか。あるいは毎年更新か。

(説明者)

市と社会福祉法人との間で、毎年委託契約を締結している。給与体系や雇用形態については社会福祉法人がそれぞれ決めている。

(G委員)

それはわかるが、そこまで把握していないということか。

(説明者)

そのようになる。

(G委員)

人件費については、今、配っていただいた資料を見ると、一人あたり340万円となっており、委託料のほとんどが人件費ということになる。

(説明者)

そのようになる。

(G委員)

この費用が、専従しているスタッフに充てられているものかどうか把握しているのか。

(説明者)

確認をしている。それに基づき、この価格が適正であると判断している。

(G委員)

公立との違いがあるのか。

(説明者)

違いがある。

(G委員)

どのように違うのか。

(説明者)

公立の場合は職員がいるため人件費が高くなる。平均給与でいうと800万円（法定福利費を含む）ほどになる。そのほか、嘱託職員となれば270万円ほどとなる。

次世代後期行動計画の中では、平成26年度に13箇所を増設する計画を立てている。

(G委員)

13箇所。

(説明者)

13箇所は、子育てサロンのほかにつどいの広場というものがあり、公立も含めるとサロンが9箇所、つどいの広場が2箇所なので合わせると11箇所。来年の4月に子育てサロンを1箇所増設するので、12箇所となり、平成26年度までにこれを13箇所にしたいという考えである。

(G委員)

そうであれば、平成24年度予算から拡充していくという方向性なのか。

(説明者)

そのようになる。

(G委員)

事業内容については。

(説明者)

国では、小学校の学区に1つの子育て支援センターの設置が望ましいと考えているが、現在は、車で移動し自分にあった子育てサロンを選択できる状況にあり、明確に区分けしている状況ではない。

また、引きこもりなどによりサロンに来ることが難しい場合の対応として、訪問することも考えている。場合によっては、保健所の保健師や子ども未来室の保健師なども併せて訪問することもある。

(G委員)

利用状況をみると、訪問相談はほとんどないように見受けられるが、保健師さんへの引き継ぎはどのくらいあるのか。

(説明者)

数字を把握していない。その都度、電話等で対応している。

(G委員)

サロンが増えることは良いと思うが、サロンの人員体制にもう少し余裕みたいなものがあったとしても良い気がする。

(C委員)

地域子育てセンター利用状況の中で、さゆり園が平成21年3月31日で閉園となっている。内訳を見ると相談件数がかなり多い施設に見受けられるが、事業を完全に止めたのか、あるいは返上したのか。

(説明者)

法人の都合で、子育てサロンに類似したつどいの広場を実施するために、平成20年度をもって事業を廃止した。平成21年度から大森浜団地の1階に新しく、つどいの広場をオープンしている。

(C委員)

大森浜団地とは旧東川小学校か。

(説明者)

そうである。

(C委員)

最初からそういうコンセプトで建設された所ですね。

(説明者)

そうである。

(C委員)

わかりました。具体的には保育園に併設されている、という考えでよろしいか。

(説明者)

よい。

(C委員)

保育園の中に、そういった集まれる子育てサロン専用のスペースを設け、そこに専従の方がいるという要件が必要であるということですね。

(説明者)

そのとおり。

(C委員)

保育園に併設するのは、ルールなのか。あるいは、その方が都合がいいからなのか。

(説明者)

必ずしも、保育園に併設しなければならないということではないが、保育とのつながりの重要性を考えると、併設するのが望ましいと考えている。

(C委員)

わかりました。

(A委員)

予算毎に細切れになっていて、分かりづらい部分があると思う。厚生労働省の地域子育て拠点事業は、サロン型、広場型、児童館型を併せて1万箇所を目指しましょう、というものである。では、1万箇所の根拠はどこにあるのかというと、全部の中学校区に設置するという認識でいたのだが、函館市における進捗状況等について伺いたい。

(説明者)

先ほど説明では小学校区といったが、国の方でも統一していない部分がある。次世代育成後期行動計画を立てるにあたっての指針として、国の方から小学校区というものが出されたため、それを指標としている。

函館市内に児童館は26箇所あり、その中でひろば館事業として、月に1回程度、午前中に親子を対象に行っている。これで回数が足りているというわけではないが、対応可能な範囲で対応しているという状況である。

(A委員)

わかりました。参考までに、児童館についても所管部局は同じか。

(説明者)

同じ部局の次世代育成課が所管している。

(A委員)

ファミリーサポートセンターの所管部局は同じか。

(説明者)

同じ（子育て支援課）である。

(B委員)

先ほど公立の人件費の話が出ていたが、委託で340万円、公立で800万円と大差がついていたが、これについては公務員という扱いで、ということか。

(説明者)

そうである。年齢にもよると思うが。

(B委員)

年齢に合わせてということですね。800万円というと年齢はどのくらいか。

(説明者)

市の正職員の平均給与額である。子育てサロンを総括調整する役割や北海道との連絡調整など、中核となる役割ということで配置をしている。

(B委員)

なるほど。なぜ伺ったかという点、評議員として、そういう情報をキャッチして間違えば肥やしにしよう、ということなのですが。

(説明者)

公立は現在3箇所あるので、今、話にあった職員は1名。その他に嘱託職員などがいる。

(B委員)

職員は1名ですか。

(説明者)

職員は1名。その他に嘱託職員と臨時職員がいる。

(C委員)

実際の支払いはどうなっているのか。函館市の平均給与額が800万円だから、概ねそうであると言っているだけですね。実際にいる人のことを言うわけにいかないと。

(説明者)

そのとおりである。

(B委員)

こういうシステムを使用される子どもの潜在的なニーズはどのくらいあるのか。

(説明者)

現場を見ると、20畳の広さの中に10組の親子が来ると狭いという印象がある。ゆったりとした空間で対応するには5組くらいが望ましいと思う。利用の実態としては、0から3歳未満までが一番多い。現在、0歳児が1,800人ほどいるので、単純に3倍すると3歳未満児は5,400人いることになる。そのうち保育所に入所しているのが全体の20%ほどなので、残りの80%(4,500人)の子どもは親と一緒にいることになる。では、実人員はどうかということだが、資料に記載している数値は延べ人員だが、実人員でいうと約2,000人ほどであると思われる。重複もあるが、0から3歳未満の45%程度の利用はあるものと推測される。

(B委員)

わかりました。

(D委員)

問題が見えない中で発生していると思われる。先ほどの話の中では、40%ほどの利用しかないとのことであるが、周知方法をどのように行っているのか。また、子育てサロンに相談している相談内容の傾向を把握することで問題が見えてくるように思えるが、その内容について伺いたい。

(説明者)

出生してから6か月以内の全ての子どもを対象に、保健所でこんにちは赤ちゃん事業を行っている。その際に、すすく手帳が渡されるが、手帳には子育てサロンや児童館などの情報が記載されている。

また、市外からの転入者に対しても同様に戸籍住民課を経由して配布し、周知を図っている。

相談内容については、広場でも行える相談と個別に少し離れた所で行う相談と様々ある。相談が多いものとしては、ご飯を食べない、はいはいをしない、寝返りをしないなど、子どもの発育に関することやトイレトレーニングはどうしたらよいかなど、我々からアドバイスすることもあるし、先輩ママさんからアドバイスをもらうなどして、自分なりに解決している。ちょっと難しくなると夫婦の問題であるとか姑との関係など色々な問題がある。

(G委員)

委託料が1か所あたり700万円となっているが、予算的にどうか。

(説明者)

イベントを行う際は、市の方から材料などを提供して対応している。こういったこともあり、この金額での委託であると考えている。

(F委員)

委託料の積算について。この金額を超えても補てんはしないのか。

(説明者)

しない。

(F委員)

仮に不要額が発生しても、返還しないのか。

(説明者)

それはない。

(F 委員)

どこかの団体の決算数値を見たことはあるか。

(説明者)

ある。それぞれ法人によって異なるが、内部努力によって差額を出している所もある。

(F 委員)

わかりました。

(C 委員)

調書に記載されている、決算や予算額の中に特定財源として、国・道からの補助金があり、これを差し引いた額が一般財源、つまり市の持ち出しということになると思うが、平成21年度までと平成22年度からはその比率が異なっているが何か。

(説明者)

お見込みのとおり、1/3補助だったものが1/2補助に変更されたためである。

(C 委員)

結果として、総額が変わらなくても補助率が上がったので、市の持ち出しが減ったということか。

(説明者)

そのとおりである。

(D 委員)

委託先において、子育てサロンの事業内容が単一化していないか、などの把握を行っているか。

(説明者)

道南圏における子育てサロンなどの研修は行っており、そういった場での情報交換はされている。北海道全体においても、札幌市において担当者の研修等が行われており、その場においても情報交換はされている。

(D 委員)

研修等については、別の予算で対応しているのか。

(説明者)

そのようになる。

(C 委員)

子育て事業は多岐にわたるものであるが、一見、手厚く行っているように思われるが、重複したり不足していることが本当にならないのか。メニューが多岐にわたることにより、情報が錯綜しているのではないか。事業全体を一目で理解できるようなものはないのか。

(説明者)

子育てに関係する部局である、教育委員会や保健所を網羅する形では作成している。問い合わせがあった際には、懇切丁寧に対応し説明している。そのことも踏まえ、来年度から総合的な子どもに関する部局を再編する予定があり、現在、検討中である。



(C委員)

子どもの虐待問題がある中で、児童相談所にいったが、たらい回しにされどこに行ったらよいのかわからない実態があると聞いている。小さいこどもの、場合によっては命にも関わる仕事を担っているわけであることから、メニューを分かりやすい形で提供できるようところがけてほしい。

(A委員)

函館市の場合は、子育てサロンの業務をしっかりとした所に委託しているので心配はいらないと思うが、今後、拡充することを考えた時に、運営要綱を見ると「育児保育に関する相当の知識・経験を有するものを2名以上配置する」となっているが、特段、資格要件は必要ないことになっている。現在運営している所は、保育士がいるので問題ないが、子育て支援コーディネーターは、子どもを育てる知識とは異なるスキルが必要だ。その辺の研修等を行っているのか。また、独自に(研修を)行わないということであれば、他に実施している研修に参加する考えはないのか。

(説明者)

研修は行っている。保育士を対象とした研修の中に、子育てサロンに従事している方も含めるなど、そういった方も取り込む形で行っている。また、子育てサロンの方に、対外的な研修に参加させる権限は市が持ち合わせていないこともあり、今後、市が実施する研修に力を入れていきたいと考えている。

(E委員)

時間となったので、評価に入りたいと思う。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

**【各委員からの評価シート提出後】**

それでは、判定結果の発表を行う。「改善を図る」が4票、「現行どおり」が3票であったため、判定結果は『改善を図る』となった。

**【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】**

以上で、本日の事業仕分けを終了する。